

※複写厳禁

※郵送不可

【転入された方、市外に住所登録している方のみご提出してください P.11参照】

(宛先) 姫路市長

令和 年 月 日

個人番号申告書（こども保育課用）

※ こども保育課窓口のみでの受付となります

保護者名（申請者名）

私は、教育・保育施設利用のための教育・保育給付認定申請及び施設利用申込みにあたり、個人番号確認書類及び本人確認書類を提示して個人番号を申告します。また、私以外の世帯員については、私が番号確認及び本人確認を行ったうえで個人番号を申告します。

※ 以下の欄に、申請児童と生計を一にする世帯の**世帯員全員**（申請書世帯員に記載した方全員）について記入してください。

世帯員氏名	申請児童 との続柄	生年月日	個人番号
フリガナ	本人	年　月　日	
フリガナ	父	年　月　日	
フリガナ	母	年　月　日	
フリガナ		年　月　日	
フリガナ		年　月　日	
フリガナ		年　月　日	
フリガナ		年　月　日	

- ※ 提供された個人番号は、施設型給付費・地域型保育給付費の支給等に関する事務及び保育所等の利用についての調整等に関する事務を実施するにあたり必要な個人情報の取得に限って利用します。

こども保育課使用欄

個人番号確認書類	本人確認書類（1点で可）	本人確認書類（2点必要）
<input type="checkbox"/> 個人番号カード (1点で可)	<input type="checkbox"/> 住基カード（顔写真あり）	<input type="checkbox"/> 各種健康保険被保険者証
<input type="checkbox"/> 通知カード (別途右記書類必要)	<input type="checkbox"/> 運転免許証	<input type="checkbox"/> 各種共済組合の組合証
<input type="checkbox"/> 個人番号が記載された住民票等 (別途右記書類必要)	<input type="checkbox"/> 運転経歴証明書 <input type="checkbox"/> パスポート <input type="checkbox"/> 身体障害者手帳 <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳 <input type="checkbox"/> 療育手帳 <input type="checkbox"/> 在留カードまたは特別永住者証明書 <input type="checkbox"/> その他官公署発行の写真付き身分証明等で氏名、生年月日または住所の記載があるもの	<input type="checkbox"/> 各種年金証書 <input type="checkbox"/> 児童扶養手当証書または特別児童扶養手当証書 <input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証 <input type="checkbox"/> 後期高齢者医療の被保険者証 <input type="checkbox"/> 生活保護受給者証 <input type="checkbox"/> その他官公署等からの発行書類で氏名、生年月日または住所の記載があるもの

(在籍中)

令和5年1月1日の住所：父(　　市) 母(　　市)

教育・保育施設名

(月申請 一般枠 · 緊急枠) 令和6年1月1日の住所:父(市) 母(市)

受付

【マイナンバー手続時に必要なもの】

令和5年1月2日以降に姫路市に転入された場合、または保護者の一方が姫路市外（海外を除く。）に居住の場合にマイナンバーを提示される際は以下の書類が必要です。受付はこども保育課窓口のみとなります。

- (1) 個人番号申告書（裏面記入）
- (2) 番号確認書類（下記参照）
- (3) 本人確認書類（下記参照）

マイナンバー提示の際に必要な確認について

● 保護者が手続きする場合 ⇒申請者の「番号確認」、申請者の「本人確認」が必要です。

申請者の番号確認に必要な書類→次のうち、いずれか1点

A

①通知カード（記載事項に変更がない場合に限る）

②個人番号カード*

*個人番号カードがあれば、1枚で番号確認と本人確認の両方ができます。

③マイナンバー記載の住民票の写し または 住民票記載事項証明書

※交付を受ける際に、マイナンバー記載の有無が選択できます。

申請者の本人確認に必要な書類→次のうち、いずれか1点（有効期限内のものに限る）

B

①住民基本台帳カード（顔写真付きのもの）

⑬その他、官公署から発行・発給された書類の

②個人番号カード*

うち顔写真付きで、かつ「氏名+生年月日」

③運転免許証

または「氏名+住所」が記載されているもの。

④運転経歴証明書

一主な書類（例）－

⑤旅券（パスポート）

戦傷病者手帳、船員手帳、海技免状、獵銃・空気銃所持許

⑥身体障害者手帳

可証、宅地建物取引士証、電気工事士免状、無線従事者免

⑦精神障害者保健福祉手帳

許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認

⑧療育手帳

定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理

⑨在留カード

者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資

⑩特別永住者証明書

格認定証、小型船舶操縦免許証、警備業法第23条第4項に

⑪一時庇護許可書

規定する合格証明書

⑫仮滞在許可書

⑨～⑫は、
外国人住民の方
を対象に交付され
るものです。

顔写真に汚れやキズがある場合や、撮影から相当の年数が経過しているなどにより、本人確認が困難な場合には、別の本人確認書類の提示を求めることができます。

上記書類①～⑯ 「氏名+生年月日」または「氏名+住所」が記載されている下記の書類のうち2点
を1点もお持ちでない方 健康保険または介護保険の被保険者証、後期高齢者医療の被保険者証、各種年金証書、児童扶養手当証書、特別児童扶養手当証書、生活保護受給者証など

● 代理人が手続きする場合 ⇒「代理権の確認」、保護者の「番号確認」、代理人の「本人確認」が必要です。

代理権の確認に必要な書類

任意代理人

[同一世帯の親族は不要です]

委任状

様式は別途指定。こども保育課までお問い合わせください。

保護者の番号確認に必要な書類

保護者がマイナンバーを利用する手続きをする場合の「番号確認に必要な書類」（上表A）と同じ。（コピー可）

代理人の本人確認に必要な書類

保護者がマイナンバーを利用する手続きをする場合の「本人確認に必要な書類」（上表B）と同じ。

※代理人の本人確認書類をご用意ください。保護者の本人確認書類は不要です。

切り取り線